



県内の私立高等学校等に進学された場合、

年収約 **700万円** (多子世帯は年収約 **910万円**)

未満世帯まで **授業料実質無償化**

**非課税**世帯まで **入学金実質無償化**

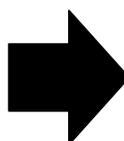
令和6年第1回神奈川県議会定例会の審議を経た上で決定されます。

### 多子世帯の支援を拡充しました

#### 令和5年度まで

- 年収約 **800万円**未満の多子世帯※を対象に授業料を実質無償化。
- ※ **15歳以上23歳未満**の扶養している子ども(中学生を除く)が**3人以上**いる世帯

#### 拡充



#### 令和6年度から拡充

- 年収約 **910万円**未満の多子世帯※を対象に授業料を実質無償化 **<年収上限引上げ>**。
- ※ **23歳未満**の扶養している子どもが**3人以上**いる世帯 **<年齢要件緩和>**

### 補助上限額

**補助額の詳細**については**裏面**を御確認ください。

授業料補助上限額(予定)	入学金補助上限額(予定)
<b>468,000円</b> (県内私立高校の平均授業料)	<b>211,000円</b> (県内私立高校の平均入学金)

- 生徒・保護者等とともに県内在住、かつ県内設置(通信制の場合、本部校が県内設置)の私立高等学校等に進学した場合の補助上限額です。
- 「高等学校等就学支援金」や「学費補助金」は、学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料と相殺します。学校によっては、いったん授業料を納め、後日補助金等を返還する場合があります(返還の時期や方法は学校により異なりますので、補助金の受取方法等についての詳細は学校に直接お問い合わせください)。

問合せ 神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ  
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-3793(直通)  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>



#### <参考> 県内私立高校の入試情報

私立高校では、2月中旬以降も**生徒の募集**の受付を行う学校があります。

**2月15日に県ホームページで最新情報を掲載します。**なお、出願方法や出願期限等の詳細は各学校へお問い合わせください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/cnt/f450153/index.html>

# 令和6年度の授業料・入学金補助額（年額）

授業料については、年収約700万円（多子世帯は年収約910万円）未満の世帯に対して468,000円まで、  
入学金については、生活保護世帯・住民税非課税世帯の方に対して211,000円まで支援します。

	所得区分	授業料補助		入学金補助	補助上限額※6		
		①高等学校等就学支援金(国)	②学費補助金(県)※2				
	令和6年度の 「市町村民税の課税標準額×6%－ 市町村民税の調整控除の額※1」	①高等学校等就学支援金(国)		②学費補助金(県)※2	補助上限額※6		
年収目安（モデル世帯）※5	生活保護世帯	令和6年1月1日現在で生活保護		72,000円 + 通信制 171,000円	211,000円 →	授業料：468,000円 入学金：211,000円	
	住民税非課税世帯	「県民税・市町村民税の所得割額の 合算額」が0円 ※3					
	270万円～ 590万円未満	154,500円未満		349,200円	100,000円	→	
	590万円～ 700万円未満	203,100円未満					
	700万円～ 750万円未満	227,100円未満					
	多子世帯※4	227,100円未満		118,800円 +	→	→	→
	750万円～ 910万円未満	304,200円未満		→		→	→
	多子世帯※4	304,200円未満		→		→	→
			349,200円	→	→	→	

- ※1 父母の合計額です。年収はあくまで目安です。「所得区分」記載の計算方法により審査を行います。  
政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。  
令和6年4月～6月分の高等学校等就学支援金は令和5年度の税額で判定します。
- ※2 保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は学費補助金の対象となりません。
- ※3 父母の合計額です。「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」では判定しません。
- ※4 23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯です。
- ※5 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯をモデルとした年収の目安です。
- ※6 補助額が学校の授業料や入学金を超える場合、超えた金額は支給されません。

- ① **就学支援金（国の制度）** …… 県外の私立高等学校等に通う場合も申請できます。
- ② **学費補助金（県の制度）** …… 生徒・保護者等とともに県内在住、かつ県内設置（通信制の場合、本校本校が県内設置）の私立高等学校等に通う場合が対象です。  
(県外の私立高等学校等に通う場合は対象となりません)

①、②どちらの制度も、高等学校等入学後、学校を通じて申請します。

## その他の補助制度(返還不要です)

- ③ **神奈川県高校生等奨学給付金**【給付額 高校生等 1人52,100円～152,000円/年】  
… 生活保護(生業扶助)世帯又は住民税所得割額の合算額が0円(非課税)世帯（家計急変により非課税相当になった世帯も含む）の方に対し、授業料以外の教育費負担を軽減します。  
問合せ 神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ 電話 045-210-3793(直通)

## 主な貸付制度(返還が必要です)

- ④ **神奈川県高等学校奨学金** …… 学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に奨学金の貸付けを行う制度  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>  
問合せ 神奈川県教育委員会 行政部 財務課 高校奨学金グループ 電話 045-210-8251(直通)
- ⑤ **母子父子寡婦福祉資金** …… ひとり親家庭の子どもの修学等に当たって、福祉資金の貸付けを行う制度  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/hitorioya-support/fukushishikin/index.html>  
問合せ 市にお住まいの方：各市役所（福祉事務所）※政令市・中核市を除く 町村にお住まいの方：県の各保健福祉事務所